

2021年度第4回契約監視委員会議事要旨

1. 日 時:2022年6月9日(木)13:30~16:00
2. 場 所:JAXA東京事務所 地下階 B101、B102、B103 会議室
各拠点の TV 会議端末拠点及び Teams
3. 出席者:横山委員長、大久保委員、長沢委員、田澤委員、三宅委員、小林委員
(※大久保委員、田澤委員は Teams によるリモート参加)
4. 審議概要:
 - (1)2021年度第3回契約監視委員会議事要旨の報告
事務局より前回委員会議事要旨について報告があり、了承された。
 - (2)2021年度第3回契約監視委員会アクションアイテムの報告
 - ①「超広帯域電波デジタル干渉計 超広帯域アンテナ・アナログ信号処理モジュールの設計・製作」
 - ②「超広帯域電波デジタル干渉計 デジタル信号処理モジュールの設計・製作」
アクションアイテム回答について
調達部より、資料2をもとに説明があり、審議の結果了承された。
 - (3)2021年度調達等合理化計画の自己評価について
調達部より、調達等合理化計画に基づく第4四半期までの随意契約や一者応札・応募の実績と、物品・役務の合理的調達に関する取組実績等について説明があり、委員からは特に質問はなく了承された。
 - (4)2022年度調達等合理化計画の点検について
調達部より2021年度調達等合理化計画について前年度計画との比較による変更点を中心に説明があった。委員からは、同じ文言が競争契約、企画競争・公募、随意契約の項に記載されていることについて、それらは全体の分析にまとめる方が読みやすいとのコメントがあり、その方向で見直すこととなった。
委員会終了後、修正案について委員に確認をし、了承を得た(6月23日)。
 - (5)2021年度第4四半期に新規に締結した契約の点検
2021年度第4四半期に新規に締結した随意契約及び一者応札・応募となった案件のうち、契約金額が大きいものを中心に点検を受けた。その結果、問題となる契約はなかった(個別案件ごとの点検内容は別紙のとおり)。

その他

- ・次回の委員会は、9月12日に開催することとした。

第4回 2022年6月9日

競争性のない随意契約			5件	①-1 2m×2m 遷音速風洞補助送風機 駆動用電気系統設備の更新 ①-2 2m×2m 遷音速風洞補助送風機 運転制御装置の改修 ①-3 極超音速風洞 運転制御装置の改修 ② 探査機軌道投入システム管制・試験設備整備 ③ 月極域探査ローバ搭載用水資源分析計（REIWA）の開発（EM 開発）
競争入札	一般競争	総合評価	1件	④ 惑星物質試料受入設備クリーンルームおよび物品保管室整備
競争入札	一般競争	価格評価	5件	⑤-1 種子島宇宙センター 第2衛星フェアリング組立棟(SFA2) 熱源機(R-6)の整備 ⑤-2 種子島宇宙センター衛星系建屋大扉の補修 ⑤-3 種子島宇宙センター 第3衛星フェアリング組立棟 衛星系付帯 設備の整備 ⑤-4 吉信燃焼試験テストスタンド ターンテーブルの更新 ⑤-5 種子島宇宙センター 衛星フェアリング組立棟への熱源機移設作業

主な質疑等は以下のとおり。

- ① 1 2m×2m 遷音速風洞補助送風機 駆動用電気系統設備の更新
- 2 2m×2m 遷音速風洞補助送風機 運転制御装置の改修
- 3 極超音速風洞 運転制御装置の改修

[競争性のない随意契約]

本件は、遷音速風洞補助送風機の駆動用電気系統設備の更新及び遷音速風

洞補助送風機の運転制御装置の改修を行い、極超音速風洞全体の機械装置を統合制御する運転制御装置について、その更新される圧縮機設備を制御できるよう、既設のハードウェア及びソフトウェアの部分的な改修を実施するものである。

本契約については、駆動用電気系統設備の更新は既存電動機コイル巻替えがあること、また、運転制御装置の改修は制御ソフトウェア情報等が必要なことを理由に、当初設備の整備を担当した会社以外では履行不可となっているとして必要な技術を継承した関連会社との随意契約を行っている。長期間のベンダーロックインを回避するための仕様の標準化等の検討も行ったがコスト削減のために部分更新とせざるを得ない状況であるとの説明が担当よりなされた。独占技術のため、業者撤退時に技術がストップするリスク、価格上昇リスクも存在することから必要な技術を自社開発する取組も他の設備では実施しているとのこと。

委員からは、自社開発はいいことだが人的コストや時間が掛かる一方、JAXA の知的財産として他者にも使えるようにするなど組織としての対応が必要な面もあり、経営レベルの了解の下で検討を進めるべき、との意見がなされた。調達部長より、技術や技術情報の扱いについては、契約上の重要な観点であるため、引き続き課題を認識して検討を進めていきたい等の発言がなされた。

② 探査機軌道投入システム管制・試験設備整備

[競争性のない随意契約]

本件は、深宇宙探査機の軌道投入システムであるキックステージのアビオニクスシステムに対応した管制・試験設備を整備する。

本契約は、キックステージ(KS)のアビオニクスシステムに関する技術情報を有していることが必要であるが、2015年よりKSアビオニクスシステムの開発業者は提案業者の完全子会社となり、提案業者が当該地上設備開発を事業として担当することになったことから、本契約に関する契約相手方としては提案業者において他にいない(「特定の技術または設備を有するもの以外にはできない 契約事務実施要領第69条第1項(ウ)」を適用)ため、随意契約としたとの説明が担当者よりあった。

委員からの「KS開発業者が持っている情報を提案業者が引き継いだことに関するエビデンスはあるのか」との質問に対し、情報を引き継いだのではなく、KSアビオニクス開発業者が提案業者に情報開示し提案業者が地上設備を整備する関係にあり、法律上も子会社の情報を親会社が使用することには問題はない、と担当者より説明があった。

③ 月極域探査ローバ搭載用水資源分析計(REIWA)の開発(EM開発)

[競争性のない随意契約]

本件は、月極域における水資源の存在量と資源としての利用可能性を確認するため、探査機ローバシステムの採取・移送機構より受け取ったレゴリス試料(土壌)

を加熱しながら重量計測し、加熱により発生した揮発成分を質量分析および微量水分計測できる統合パッケージ型分析装置を開発するものである。

本契約による開発業務を 2023 年 11 月までに完了するためには、これまでの概念設計・予備設計で得られた技術情報や設計解析情報を有している必要がある。提案業者は、月極域探査機プリプロジェクトが概念設計フェーズ(2020 年度)において実施した契約「月極域探査ローバ搭載用水資源分析計の概念設計」および「月極域探査ローバ搭載用水資源分析計の予備設計・試作(そのア)」を実施した業者であり、本契約を実施できる唯一の業者であるとの説明が担当者よりあった。

委員からは、最初の段階で上位2者ではなく上位3者を採択して、初期的段階では3者に競わせるということは考えられないかとの意見があったが、基本的には複数者が残るように可能な限り多くの業者を選定したいものの、全体の資金の関係からプロジェクトの状況に応じて対応している状況である、との説明が担当者よりなされた。

④ 「惑星物質試料受入設備クリーンルームおよび物品保管室整備」

[一般競争・総合評価方式]

本件は、NASA の小惑星探査機が持ち帰る試料の一部を JAXA で受領して管理・分析・保管を行うために、既設居室のクリーンルーム化とクリーンルーム新設、物品保管室の整備を行うものである。

本契約では、仕様はある程度固まっていたが、業者からのいい提案を期待して総合評価方式としたが一者応札となったもので、要因については、辞退した企業にヒアリングを行い、設計や施工を行う人員が不足によるものとの説明がなされた。

委員からは、仕様書を受領した3者以外にも作れる会社があったが声掛けが足りなかったのか、総合評価方式としたことによって入札に踏み切る会社が減ったということはあるのか、との質問がなされた。声掛けはこの3者以外にも実施していたがもう少し幅広に調査をして声掛けすることも、一者応札を防ぐ対策の一つになること、総合評価方式が一般的な調達方式ではないところでハードルが高くなった可能性はあるがこの方式を取らざるを得なかったこと、が担当者から説明された。

⑤ 1 種子島宇宙センター 第2衛星フェアリング組立棟(SFA2) 熱源機(R-6)の整備

2 種子島宇宙センター衛星系建屋大扉の補修

3 種子島宇宙センター 第3衛星フェアリング組立棟 衛星系付帯設備の整備

4 吉信燃焼試験テストスタンドターンテーブルの更新

5 種子島宇宙センター 衛星フェアリング組立棟への熱源機移設作業

[一般競争・価格評価方式]

本件は、結果的に全て同じ業者が一者応札にて受注しているところ、調達がたまたま同時期となったり、離島事情があったことに加え、年度末のコロナ禍で作業員

の確保が困難等の理由であることが説明された。

委員からは、同時期に5件トータル2億に上る契約で1者しか応札できない状況であれば、随意契約によるコストダウン等も検討すべきではないかとの質問がなされた。随契理由には、競争が出来る工事等を随契にするのは同一仕様で三回連続一者応札だった場合があるが、コロナや離島の状況を理由に随契できるかどうか、今後検討する必要があると、担当者から回答された。

委員会の最後に横山委員長から、随意契約に関連し、契約事務実施要領のどの条項を適用するかということが議論となっているので、実施要領の条項を今までの議論を踏まえて、クリアに適用判断出来るように検討いただきたいとの発言があった。

以上